

士幌町定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に賃貸住宅を建設する者（以下「住宅建設者」という。）に対して、必要な助成措置を講じることにより、賃貸住宅の建設を促進し、住環境の整備と町内への定住及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、賃貸住宅とは、1棟2戸以上の共同住宅又は戸建て住宅で賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅又は従業員が入居する住宅をいう。

(認定)

第3条 助成を受けようとする住宅建設者は、賃貸住宅の建設に着手する前にあらかじめ定住雇用促進賃貸住宅建設促進事業認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長の認定を受けなければならない。

- (1) 建物の配置図
- (2) 建物の平面図、立面図
- (3) 建物の全体床面積求積図
- (4) 助成対象床面積求積図
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、助成することが適切と認めるときは、定住雇用促進賃貸住宅建設促進事業認定通知書（別記第2号様式）により通知する。

3 町長は、町内の住宅の需給状況等を勘案しながら、当該年度において建設を必要とする賃貸住宅の戸数を定めるものとし、前項の認定において、その定めた戸数を超えることはできない。

(助成の金額及び対象)

第4条 町長は、前条で認定された住宅建設者（以下「助成対象者」という。）に対し、予算の範囲内で次項に定める額を助成する。

2 助成金の額は、建設する賃貸住宅の延べ床面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく床面積とする。ただし、当該住宅を管理する者及び当該法人の役員が専用する面積、地下物置、車庫その他居住の主たる用途に供されない面積及び本屋から独立した建物等を除く。）に、別表の区分に応じた額を乗じた額とする。ただし、算出した金額に1万円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。

3 助成の対象となる住宅建設者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしているも

のとする。

(1) 町内に賃貸住宅を建設し、その所有者となる個人又は法人

(2) 現住所地の市町村に納入すべき税を滞納していない個人又は法人

4 町外の建設業者等が元請けとなる場合は、施工の一部を町内の建設業者等に請け負わせるものとする。

5 町長が町内の住宅の需給状況等を勘案し、緊急的に賃貸住宅を建設する必要があると判断した場合における助成金の額は、第2項の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に定めるものとする。この場合における助成の対象となる住宅建設者は、次の各号に掲げる法人格を有する公共的団体等とする。

(1) 士幌町農業協同組合

(2) 士幌町商工会

(3) 町が資本金、その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

6 助成の対象となる賃貸住宅は、組立式仮設住宅以外の建物で新築に限る。

7 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する賃貸住宅に対しては、助成の対象としない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 玄関、便所、浴室、台所が設けられていない賃貸住宅

(2) 個人が建設する賃貸住宅で、当該個人が入居するとき、又は当該個人の2親等以内の親族が入居するとき。

(3) 法人が建設する賃貸住宅で、建設戸数の2分の1を超えて当該法人の役員が入居するとき。

(4) 販売目的で賃貸住宅を建築するとき。

(助成金の交付申請)

第5条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(別記第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 助成金の算出計算書

(2) 物件の入居条件等を表す書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(助成金交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により、助成金を交付すると決定した助成対象者に対しては、助成金交付決定通知書(別記第4号様式)により、助成金を交付しないと決定した助成対象者に対しては、助成金非該当通知書(別記第5号様式)によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象者は、助成金交付決定通知を受けたのち、助成金の交付申請内容を変更する場合又は助成事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第6号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成対象者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告しその指示を受けなければならない。

（工事の確認等）

第8条 町長は、助成事業を適正に施行するために、賃貸住宅の建設工事の状況等を関係職員により施工の現場において確認又は指導することができる。

（実績報告）

第9条 助成対象者は、助成事業が完了したとき（第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに実績報告書（別記第7号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 建物完成図
- (2) 工事写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し助成金交付額確定通知書（別記第8号様式）により通知する。

2 町長は、前項の規定による助成金の交付額の確定後、助成金交付請求書（別記第9号様式）による助成対象者の請求に基づき助成金を交付する。

（助成金の取り消し）

第11条 町長は、助成対象者が次の各号の一に該当した場合には、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 助成金を受領後、10年以内に賃貸住宅を他の用途に変更したとき。ただし、町長が用途変更を認めたときは、この限りでない。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 第7条の規定により助成事業を中止若しくは廃止の申請を町長が認めたとき。

（助成金の返還）

第12条 町長は、助成金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第13条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当することになった場合は、地位承継承認申請書（別記第10号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 死亡した場合は、その相続人
- (2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人
- (3) 賃貸住宅を譲渡した場合は、その譲受人

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書（別記第11号様式）により通知する。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表

区 分	個人又は法人の従業員が入居しない 賃貸住宅		従業員が入居 する賃貸住宅
	町内の建設業者等 が住宅建設者になる 場合及び町内の 建設業者等が元請 けになる場合	町外の建設業者等 が元請けになる場 合	
共同住宅	2万円/㎡	1万円/㎡	1万円/㎡
戸建て住宅	2万円/㎡	1万円/㎡	1万円/㎡

附 則（平成22年3月11日訓令第3号）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、効力を失う前に認定された住宅は、なお従前の例による。
- 3 士幌町辺地定住促進住宅建設助成要綱（平成16年訓令第19号）は廃止し、廃止前に認定された住宅は、なお従前の例による。
- 4 士幌町農業従事者用住宅建設助成要綱（平成17年訓令第22号）は廃止し、廃止前に認定された住宅は、なお従前の例による。
- 5 士幌町定住雇用促進住宅建設助成要綱（平成21年訓令第22号）は廃止し、廃止前に認定された住宅は、なお従前の例による。
- 6 士幌町民間定住雇用促進住宅建設助成要綱（平成21年訓令第23号）は廃止し、廃止前に認定された住宅は、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月18日訓令第10号－2）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓令第35号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月8日訓令第54号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月22日訓令第6－4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月17日訓令第38号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月14日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓令第●号）

この訓令は、公布の日から施行する。